

# 医心 伝心

## 「がん診療連携拠点病院」について

県医理事 清水 康一

平成18年に成立した「がん対策基本法」及びそれに基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」）により、“全国どこでも質の高いがん医療を提供できるよう、がん医療の均てん化を目指し”、「がん診療連携拠点病院」（以下「拠点病院」）の整備が進められてきました。平成24年に「基本計画」の見直しがなされ、第二次「基本計画」が策定されたのを受けて、「がん診療提供体制の在り方に関する検討会」及び「緩和ケア推進検討会」において、「がん診療連携拠点病院」指定要件の見直しが検討されました。本年1月、両検討会からの提言を踏まえて厚生労働省から「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」によって「拠点病院」の新たな指定要件が示されました。

その概要は、まず「課題と対応案」として、①拠点病院間の格差の存在→人材配置要件、診療実績要件の強化、相談支援体制の充実によるさらなる質の向上及び一定の集約化、②拠点病院未設置の空白の2次医療圏の存在→「地域がん診療病院」の新設、③特定のがん種に特化した診療を行う病院の存在→「特定領域がん診療連携拠点病院」の新設、④がん診療提供体制に関するPDCA体制の構築→各拠点病院への実地調査等、各拠点病院内のPDCAサイクルの確保、の4点が挙げられています。これらのうち①に関する要件として、一定基準以上の診療実績やより質の高い診療を提供するための人的配置が求められています。特に、緩

和ケアにはかなりの重点が置かれ、「緩和ケアセンター」の設置をはじめ、それに伴う多職種の人員配置が要求されています。また、相談支援やがん登録の分野にもより一層厳しい人的要件が示されています。

これまで富山県においては、国が指定する「県拠点病院」として県立中央病院、「地域拠点病院」として4つの2次医療圏に7病院（黒部市民病院、富山労災病院、富山市民病院、富山大学附属病院、厚生連高岡病院、高岡市民病院、砺波総合病院）が指定されている他、県独自に「富山県がん診療地域連携拠点病院」（富山赤十字病院、済生会高岡病院）を指定し、各拠点病院がそれぞれの役割を分担するという、いわゆる「富山型」がん診療体制が築かれてきました。全国的には未だに拠点病院が指定されていない2次医療圏が100以上もあることを考えると、富山県では県内どこでも「がん診療」を受けられる体制になっています。今後は、新しい要件に則って各拠点病院がその診療の質をより高めていかなければなりません。

最後に、「がん診療連携拠点病院」の名称が示すように、拠点病院間のみならず県内すべての医療機関とのがん診療に関する病病連携・病診連携を強化していくことが、“県内どこでも質の高いがん医療を提供できる”体制に重要だと考えます。